更新日 平成27年5月27日

平成27年度第1回日置市総合教育会議の結果について

1	日時	平成27年5月22日(金)
		午後1時30分から午後2時まで
2	場所	日置市中央公民館 研修室2、3(3階)
		(日置市伊集院町郡一丁目100番地)
3	議題及び審議会の	1 総合教育会議について
	結果概要	2 大綱の策定について
		1及び2の議案について、原案のとおり可決
		された。
4	出席委員	宫路高光、内村友治、比良信幸、折田智子、中島
		辰矢、田代宗夫
5	公開・非公開の別	公開
6	傍聴者数	2 人
7	問合せ先	日置市教育委員会教育総務課
		電話248-9426 (直通)

平成27年度 第1回日置市総合教育会議

〇日時:平成27年5月22日(金)午後1時30分から

〇場所:日置市中央公民館 研修室2、3(3階)

〇出席者

宮路 市長、内村 教育委員長、田代 教育長、比良 教育委員、折田 委員、中島 委員

事務局:宇田 事務局長、松田 教育総務課長、豊永 学校教育課長、平地 社会教育課長、横枕 教育総務課長補佐、馬塲 教育総務係長

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 議事

横枕補佐:議事に入る前に、日置市総合教育会議の傍聴要領について説明をさせていただきます。参考資料の1ページ目を開いてください。

日置市総合教育会議傍聴要領です。

日置情報公開条例第38条の規定に定められた審議会等の会議の公開に関する指針により、傍聴要領を作成しております。内容につきましては、説明に傍聴する場合の手続ということで会議開催予定時刻の10分前までに住所・氏名を記入し、入室していただきます。

次に傍聴するにあたっての守るべき事項ということですが、会 議を傍聴するにあたり騒ぎ立てたり、旗やプラカードを示威のた めに利用し会議の妨害となるような行為を禁じております。

次に会議の秩序については書いてあるとおりでございます。 以上で傍聴要領を説明しましたが、この件につきまして委員の皆 様から何か質問がありませんでしょうか。

それでは次回からの協議会も同様とさせていただきたいと思います。

【議事1 総合教育会議について】

横枕補佐:では、これより議事に入ります。

議事の進行ですが、本会の招集は、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第1条の4の第3項の規定により、地方公共 団体の長になっております。招集者であります市長にお願いし たいと思います。よろしくお願いいたします。

宮路市長:それでは、早速議事に入らせていただきます、

1番目の総合教育会議について事務局の説明をお願いします。

馬

場

が

器

器

に

表

き

ま

き

ま

き

よ

ろ

し

く

お

願

い

い

た

し

ま

す

。

よ

ろ

し

く

お

願

い

い

た

し

ま

す

。

よ

ろ

し

く

お

願

い

い

に

ま

す

。

よ

ろ

し

く

お

願

い

い

に

ま

す

。

よ

ろ

し

く

お

腕

い

い

に

ま

す

。

よ

ろ

し

く

お

原

い

に

あ

こ

こ

あ

こ

こ<br

座って説明をさせていただきます。会次第資料の1ページをご覧ください。総合教育会議設置の趣旨でございます。お読みいたします。

日置市の各教育政策においては、これまで三役部長会を始め 個別に市長と調整しながら推進を図ってまいりました。しかし ながら、全国的には市長が予算の編成、執行や条例案の提出を 通じて教育情勢に大きな役割を担っており、首長と教育委員会 の疎通が十分でないため、地域の教育の課題や、あるべき姿を 共有できないという課題があるようでございます。

こうしたことから、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、設置に至ったということでございます。こちらの概要は、法第1条の4に掲載をされているところでございます。

先ほども申し上げましたが、教育委員会と首長部局の方でそれぞれ業務分担がなされております。参考までに、職務分担ということで書かせていただいております。

例えば、市長の方では子ども子育て支援制度に関すること、 教育財産の所得・処分、契約の締結・予算の執行下の教育委員 会の方では、学校教育に関することから、最後の学校における 体育に関することまで、業務分担を分けて、執行していきたい ということでございます。

次に、総合教育会議の運営についてでございます。先ほど、 うちの補佐の方からも申し上げましたとおり、招集者は基本的 に市長ということになっております。これは、法的な取り扱いでそうさせていただいているところでございます。 2 ページ目をご覧ください。総合教育会議の調整と協議事項という内容がございます。お読みいたします。

地方公共団体の長は大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についても協議並びにこれらに関する事項各号に掲げる 構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものと する。

次項各号というのがこちらにございまして、まず一つ目が、 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策二つ 目が、児童、生徒などの生命又は身体に現に被害が生じ、また は、まさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合などの 緊急の場合に講ずべき措置ということでございます。

その前に、「調整」と「協議」というものがどういったもの かということで、ちょっと細かい字ですが書かれております。

まず、「調整」という意味ですが、こちらの方は教育委員会の権限に属する事務について予算の編成・執行や条例提案、児童福祉、青年健全育成などの首長の権限に属する事務との調整を図ることを意味しておりますということでございます。

続いて「協議」なんですが、「協議」とは調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるもの、ということでございます。

先ほど、大綱の策定に関する協議、他各号二つございます。 そちらの方を詳しく説明させていただきたいと思います。大綱 の策定に関することは、書かれているとおりで、議事の2番目 で具体的に説明をさせていただきます。

3ページの方をお開きください。

教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた 教育・学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策 でこちらは具体的にどういった内容かと申しますと点線で書かれているところでございます。

一つ目の点でございます学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する市長と教育委員会が調整をすることが必要な事項ということになります。

日置市で具体的に申し上げれば伊作小学校は現在建設中でございますが、この計画は、老朽化により建て替えの方針が決定した教育委員会側の意向に合わせて首部局の方が予算をしたというようなものが具体的な例に当てはまるかと思います。また、日吉地域の学校再編などもそういった例でございます。

二つ目の点でございますが、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成、生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子ども支援のように、市長と教育委員会の事務との連携が必要な事項ということになっております。また、このページで「青少年健全育」の次の表記に「成」が抜けておりましたので、入れていただきますよう修正をお願いいたします。

3つめの丸でございます。児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についてというのは、 具体的な例といたしまして、点線のところに書かれております。

いじめの問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合や、 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある 場合と、緊急の場合というのがございます。

こちらの場合は、災害発生などによりまして、子供たちの 生命、身体等の対応策であったりとか、犯罪多発の場合の講ず べき措置であったりとか、いじめに関するものでございます。

いじめに関しましては、昨年度末に日置市のいじめ防止対策連絡協議会の設置条例を選定させていただいたところですので、

そうした内容はこれに当てはまるかと考えているところでございます。4ページの方をご覧ください。

総合教育会議の議事録についてでございます。こちらの方は 法律上明記がございまして、原則、議事録を作成し公表すると いうことになっております。

エの傍聴でございます。

冒頭でもご説明がありましたとおり、基本的には公表ということになります。公正が害される恐れがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときを除き、公開するということになっております。

こちらのページで修正がございました。会議の「項生」でご ざいますが、こちらの方は公に正しいという「公正」になります ので修正をお願いします。

一応、公開につきましては会議録を作成いたしまして最終的 には、本会についてもホームページで議事録を公開する予定でご ざいます。

オの事務局についてでございます。こちらの方ですが、参考 資料の2ページをご覧いただきたいと思います。参考資料の2ペ ージの一番上の方に日置市教育委員会に対する事務委任及び補助 執行に関する規則という規則の第2条の下線の引かれた二つ目の 括弧の2になります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項 の規定する総合教育会議に関することを教育委員会に事務委任が されているところでございまして、こちらの方の事務に関しまし ては、教育総務課の方で所管するということになっております。

資料の4ページの方にお戻りください。続いて、カの尊重義 務でございます。

総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない、ということでございます。調和の結果の尊重でございますので、調整が前のページで説明した通り、事務の調和を図る

というような意味で、それぞれの業務に支障がない程度に尊重を 図っていくということでございます。

双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重し総合 教育会議で策定した方針の下に、それぞれの事務を管理・執行し ていくこととなります。

次のページをお開きください。ただし、調整のついていない 事項も多々あると思います。そうした事項の執行については、それぞれの執行権限に基づき、市長及び教育委員会それぞれが判断 するということになっております。

キの本会の開催数についてです。こちらの方ですが、開催数は地方公共団体の長と教育委員会の意思によって、決められるものであり、例えば法第1条の4第1項第1号に教育施策に関する事項がございますが、そちらに該当する事項といたしましては、予算があることから、予算編成前の方針決定前に開催することが相当でないかということでQ&Aにも書いてありました。

これを一応考慮いたしまして、開催は年二回程度、本会を含めて二回程度でいいのではないかなということを考えております。更に必要に応じて随時開催をいたします。本年度の開催計画ですが、本日の5月22日の総合教育会議についてと大綱の協議が終わりましたら、予算編成前の10月から11月の間に来年度の教育施策の実施について協議をさせていただこうと思っております。その他、様々な案件がございますので、調整等協議事項出てまいりましたらまた議案として提出をさせていただきたいと思います。それ以外に必要があればまた開催をしていただくということで計画をしております。

以上で、総合教育会議について説明を終わります。

宮路市長:ただいま、事務局より「総合教育会議について」説明がございましたが、委員の皆様よりご意見、ご質問などございませんか。

(異議なし)

よろしいでしょうか。無ければ了承ということにさせていただきます。

【議事2 大綱の策定について】

宮路市長: 2番目の大綱の策定について事務局の説明をお願いします

馬驎爺絲脹:はい、引き続き馬場の方で説明をさせていただきます。

会次第資料の6ページの方をお開きください

まず、大綱の定義、どんなものかということで、私の方から説明をさせていただきます。

大綱のまずアの定義ですが、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項の規定による基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとするということで、これは必ず定めなければならないということでございます。

こちらのページで修正がございました。学術及び「分解」となっていますが、「文化」でございます。修正をお願いします。

注意点といたしまして、次の括弧の罫線で書いてございます。 一つ目の丸です、大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の 振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本とな る方針を定めるものであり、詳細な施策について策定するもので はない。ということが書かれております。

二つ目の丸です、大綱は、教育基本法に基づき策定される国の 教育振興基本計画における基本的な方針を参考にして定めること とされております。

最後の丸です、大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年から5年程度を想定して作成することが望ましいということで、国の通知で書いてございます。

イの、記載する内容の事項ですが、中身につきましては、大綱の主たる記載事項は、地方公共団体の長の判断に委ねられているが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限にかかわる事項についての目標や根本となる方針が考えら

れることということで、こちらの方も国の通知で掲載されております。

7ページをお開きください。ウの尊重義務でございます。総合教育会議と同様、尊重義務が生ずることとなります。地方公共団体の長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものである、ということです。

次の工の教育振興基本計画との関係でございます。地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画を定めている場合にはその中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないということで書かれております。同じような内容の記載があるのであれば、事務負担の軽減ということで策定する必要はないという趣旨でございます。続いて、括弧の二番の大綱の策定についてでございます。検討するにあたって三つのポイントがあります。

まず一つ目ですが、第2期日置市教育振興基本計画を、昨年度 策定をしてございます。策定年度は26年で、計画年度といたしま しては、27年度から31年度までの5ヶ年計画でございます。

二つ目のポイントでございます。この第2期の日置市教育振興 基本計画の内容では、大綱の記載事項にある「学校の耐震化、学 校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・ 保育園・認定こども園を通じた幼稚園教育の充実」などの施策内 容が書いてございますので、大綱の中身を必要としている国の要 求も十分踏まえた内容となってございます。

8ページの上の方からですが、一応参考までに第2期の日置市 教育振興基本計画の具体的施策ということで、学校の耐震化から 幼稚園教育まで参考までに掲載をさせていただいております。

次に、三つ目のポイントでございます。県内の市の大綱の作成 状況でございます。こちらの方は参考資料の4ページの方をご覧 いただきたいと思います。こちらの方ですが、志布志市の方が、新しい教育制度改革に関わるアンケート調査を志布志市以外のところは実施しているわけですが、そこの志布志市の方の資料を提供させていただいたものになります。資料といたしましては27年1月15日と大分時間が経過したアンケート調査表ですが、こちらの内容によりますと、鹿児島市から志布志市まで掲載しております。下の左の方に市長部局とか、新たな大綱を策定するとかいうのがございます。真ん中の新たな大綱を策定する19分の2市町とございます。これが19市町のうちの2つの市と町が、新たな大綱を策定すると回答してございます。そういった内容で掲載しております。

こちらを見ていただきますと、教育振興基本計画を持って大綱に代えるというのが19市町のうち11であり、概要版を作成して大綱に代えるというのが19分の3市町あります。未定というのが3つの市町ということで、大半の、半分以上の市町が、教育振興基本計画をもって大綱に代えるというような取扱いをしているということでございます。

会次第資料の8ページにお戻りください。

そうした3つのポイントを整理しますと、まず一つ目で昨年度 教育振興基本計画を作成はされていると。二つ目で、大綱の記載 内容となっている項目が教育振興基本計画に十分網羅されている。 それから最後に、県内の町の半分以上が教育振興基本計画を大綱 とするという取扱いをされているということからも、本市では、 教育振興基本計画の概要版を以って大綱に代えさせていただきた いなというご提案でございます。大綱の中身についてなんですが、 一枚紙のカラーで、掲載させております。

日置市教育大綱というカラーのA3の紙をご覧いただきたいと思います。こちらの名称ですが、分かりやすく、日置市教育大綱ということで明記させていただきました。写真の絵柄は、社会教育課、学校教育課の各事業を掲載させていただいております。開いていただきまして、一番から三番まで、掲載がございます。

一番目の大綱の位置付けでございますが、こちらですが、三つ目の段落の従ってというところをご覧いただきたいと思います。

平成27年5月22日、本日でございますが、第1回日置市総合教育会議を開催し、その中において、昨年度策定いたしました第2期日置市教育振興基本計画の内容等を踏まえ、新たに当該計画の概要版を策定し、それをもって大綱とするということで書かせていただいております。本会ではまだ、同意を得られておりませんが、第2期の日置市教育振興基本計画の概要版をもって、大綱とするという位置付けをさせていただいたところでございます。

二つ目の大綱の期間ですが、こちらの方は、第2期日置市教育振興基本計画と同様の、平成27年度から31年度までの5ヶ年計画ということでございます。

三番目の具体的施策の展開です。こちらの方は、教育振興基本計画と同じ内容でして、まず基本目標に、「夢を持ち あしたをひらく 心豊かな人づくり」というのを掲げまして、その下に施策の基本方針として、郷土の教育的な伝統や風土を生かした「風格ある教育」の推進ということでございます。

更に、それを実現するために6つの、まず一つ目の、きまりを守り、礼節を重んじる教育の推進から、健康づくりを重んじる生涯スポーツの推進というところまでを、七つ目の、郷土を生かした教育の推進(ひおきふるさと教育)というのが下支えするというような背景図となってございます。右の施策の体系の方をご覧いただきたいと思います。

こちらの方は「夢を持ち あしたをひらく 心豊かな人づくり」という基本目標から、施策の方向性、具体的施策、事業というような展開で示した図でございます。左のページでもご説明させていただいたんですが、施策の方向性の中で、括弧の一番から括弧の六番までそれぞれ事業に矢印が引っ張っていますが、最後の七番目の、郷土を生かした教育の推進というのが下支えするということで申し上げましたので、そちらの矢印が、具体的な施策の全体を支えているということで下から矢印を引っ張っているというところで書かせていただきました。

また、右のところの事業も列挙されているかと思います。その 事業の中で、赤字で吹上高等学校活性化事業というのが赤で書か れているかと思います。こちらの事業につきましては、教育振興 基本計画の中では掲載がない事業でございまして、日置市におき ましては吹上高等学校に限らず、城西高校とか伊集院高校に対し て様々な事業を介しまして支援を行っているところでありまして、 今後もこうした事業は大変重要かと考えておりますので、本項に おきまして新たに加えさせていただいたところでございます。

最後のページをお開きください。裏面の方になります。

こちらの図ですが、ちょうど真ん中あたりにある台形の前にあるものがあるかとおもいます。こちらは家庭・学校・地域とあるかとおもいます。これは土を意味しまして、土壌であります。

この土壌は、右上に雲みたいなものがありますが、郷土の教育 的な伝統や風土を生かした「風格ある教育」の推進というのがあ ります。これは施策の名称でございます。

その施策の雲が雨を降らせて、小さい丸がございます。それが雨になるのですが、雨を降らせて、また左の方におひさま運動がございます。これを太陽の恵みというような位置づけをさせていただきまして、それをいっぱいに浴びて、やがてその土壌の中にある小さな芽が、知と徳と体の「ひおきふるさと教育」という大きな大木を形成するというようなイメージで作成をさせていただきました。

家庭・学校・地域の土の恵み、それから太陽の恵みであるおひさま運動、水の恵みである「風格ある教育」の推進、どれが欠けてもいけないというような自然の循環サイクルとなっているものでございます。

こうした自然の循環サイクルは、地球という環境の中で成り立ち、その自然サイクルは最終的には基本目標である「夢をもちあしたをひらく 心豊かな人づくり」ということに繋がっていくというものでございます。

第2期教育振興基本計画においては、特に目玉としている事業 でございますので、別な視点からイメージ図として掲載をさせて いただきました。

以上が大綱の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い いたします。

宮路市長:はい、ただ今大綱の策定について詳しく説明がございました けれども、何かご意見、ご質問はございますか。よろしいです か。

(異議なし)

それでは、大綱の策定については了承ということにさせていただきます。

【議事3 その他】

宮路市長:つづいてその他です。事務局はなにかありませんか

馬線育総務縣: いま取り組んでいる事業の今年度の取組について、各課長の 方から説明を少し述べさせていただきたいと思います。よろし くお願いいたします。

松田教育総務課: それでは、教育総務課関係でございますが、先ほどの大綱の中の「夢をもち」あしたをひらく」心豊かな人づくり」のページ、ここの基本目標、施策の方向性といった体系図がございましたが、そこの中の括弧 4 、施策の方向性の括弧 4 としまして、安心・安全を重んじる教育環境づくりの推進として、具体的施策のアでございますが、施設整備の計画的整備・適正な維持管理としまして、学校改築工事では、平成27年度から伊作小の改築工事に着手するため、既にプレハブの仮設校舎の入札を終えたところでございます。

また、その下のオとしまして、学校規模の適正化に関わる学校再編では第1次再編計画対象校の日吉地域の小学校再編準備検討委員会の三回目の会を、今月5月26日火曜日に開催する予定でございます。同じく、土橋中学校、上市来中学校の二校につきましても地区公民会へ再編に関わる校区の判断回答を現在求めている状況でございます。

教育総務課関係では、主な事業としては以上でございます。

豊永学校教育課長:学校教育課関係です。先ほどの、日置市教育大綱の最後のページ「ひおきふるさと教育」と各種施策との関係イメージの図をご覧ください。

学校地域の下支えによりまして、まず「知」の部分での「のびゆくひおきっ子」事業とございますが、本年度から第2期の取り組みに入ります。小中連携を中心とした研修会の他に、教科等研修会を実施する予定でございます、「体」の部分におきましては「チェスト行けひおきっ子」事業ということで山坂達者を含め子どもたちの体力向上ということで進めております。研究指定の学校もあと少しで終了する予定です。

その上にございます「徳」。要するに「知」と「体」の下支えの上に、更にそれを「徳」で繋ぐという意味で、昨年度カリキュラムが全て出来上がっているところでございます。平成29年から各市内、各小中学校の連携を生かした取り組みを完全実施ということで、本年度からモデル校を指定して計画的に進めていく状況でございます。以上です。

平地社会教課:社会教育課関係ですが、先ほど施策の体系ということで、

色々と施策の方向性が1から7までありますが、社会教育課に関しましては1から7まで全てを網羅しているところでございます。

個別に事業等の実績等を今、4月5月通して行ってまいりましたが、少しそちらの方の紹介に代えさせていただきたいと思います。

まず今年は、第30回国民文化祭が開催されますが、10月31日から11月15日まで開催される予定ですが、日置市の主催事業として 二つ「薩摩焼の里 美山を遊ぶ」と「関ヶ原の隼人たち」という ことで今計画し、実施に向けて準備を進めているところです。

その中でプレイベントとしまして、ただいま戦国島津飛翔展を 5月9日から24日まで開催中です。隣の文化会館で開催している ところです。それから先般バスツアーと歴史セミナーということ で開催をしております。 図書館関係については6月27日、地区の子ども活動、読書活動 推進大会等を実施予定であります。

それから、市の青少年リーダー研修におきまして伊集院地域では、先般5月17日から昨日の21日までの4泊5日でゆすいん学寮を実施し無事終わっております。今後、東市来、吹上については、6月に実施予定になります。日吉についてはまた10月に予定しております。

それから、海外派遣事業を夏に予定しておりますが、5月15日 に面接選考会を行い6名の派遣の子どもたちを決定しておりま す。夏にチャレンジ種子島を予定しておりますが、現在、40名 の枠で子どもたちの参加の募集も始めているところです。以上 です。

宮路市長:事務局からは以上ですが、委員の皆様からその他何かござい ませんか。

(無し)

無いようですので、それでは、以上で終わらせてもらいたいと思います。どうもありがとうございました。

横枕補佐:市長におかれましては、スムーズな議事進行をしていただき、 大変ありがとうございました。次の開催ですが、議事1でもありま したとおり、10月から11月の開催を予定しております。よろしく お願いいたします。

それでは、以上をもちまして平成27年度第1回日置市総合教育会議を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

終了